

■住宅政策以外のセーフティネット政策一覧(1/2)

分類	市場環境整備・市場誘導		福祉施設等の供給	
種別	民間住宅あんしん入居事業	民間住宅活用型 セーフティネット整備推進事業	無料低額宿泊所	ホームレス自立支援事業
実施主体	横浜市 (委託先:横浜市住宅供給公社)	国土交通省	法人、任意団体、個人等 (特に制限なし)	横浜市 (指定管理者:(社福)神奈川県匡済会)
目的	家賃の支払い能力があるにもかかわらず、連帯保証人がいない高齢者・障害者などの方に対して、民間賃貸住宅への入居を支援する。	既存の民間賃貸住宅の質の向上を図るとともに空家を有効に活用することにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るとともに、災害時には機動的な公的利用を可能とする環境を構築するため、住宅確保要配慮者の入居等を条件として、空家のある賃貸住宅のリフォームに要する費用の一部を国が直接補助する。	生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業である。	ホームレスに対し、一時的な宿泊場所を提供するとともに、生活指導等を行い、その自立を支援する。
対象者	高齢者・障害者・特定疾患患者・ひとり親世帯・子育て世帯・児童福祉施設等退所者・生活保護受給者・DV被害者・ホームレス自立支援施設退所者・外国人	【リフォームに要する費用の補助対象者】 建設工事請負契約を締結して空家(住棟)の改修工事を発注する者	生計困難者	ホームレス (都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者)
要件	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市内に6カ月以上在住、在勤、在学、在所(外国人にあっては、6カ月以上の在留資格) 緊急時の連絡先を確保できる方 家賃等を支払うことができる方 賃貸借契約。家賃等保障委託契約を締結することができる方 自立した生活ができる方 他の居住者と円満な共同生活を送ることができる方 	<ul style="list-style-type: none"> 改修工事後の最初の入居者を住宅確保要配慮者とする事、住宅確保要配慮者の入居を拒まないこと等 住宅確保要配慮者は以下の通り <ol style="list-style-type: none"> ①高齢者世帯 ②障がい者等世帯 ③子育て世帯 ④所得が214,000円を超えない者 ⑤災害等特別な事情があり、入居させることが適当と認められる世帯 	生計困難者であること(生活保護受給者、年金受給者等)	ホームレス状態にあり、区役所の入所依頼に基づき、施設入所の許可を受けた者
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 24か月を限度額とした未払い賃料の代位弁済 残置家財等の撤去費用についての代位弁済 原状回復日の代位弁済 家賃滞納による明渡し訴訟等に要する費用についての代位弁済 	改修工事費用の1/3 (空家戸数×100万円を限度)	生計困難者に対し、有償にて居室を提供(このほか大半の施設で有償にて食事の提供を行なっている)	<ul style="list-style-type: none"> 一時的な宿泊場所並びに食事、衣類及び日用品等の提供 生活に関する相談及び指導 健康に関する相談及び指導並びに健康診断 雇用の場の確保に関する指導及び支援 居住の場所の確保の支援
国(又は県)・市の補助 (国と市の補助割合)	—	100%国の補助事業	—	国庫補助:10/10 (セーフティネット支援対策等事業)
横浜市の実績	平成25年度実績:45件	【全国の実績】 531件、8.2億円 (平成26年7月22日現在 交付決定件数)	—	平成25年度実績:1,127人入所(延べ人数) 平成25年度決算額:379,366千円 (一般財源 76,371千円含む)
その他	<ul style="list-style-type: none"> 保証期間:契約日より2年間(賃貸契約の更新をする場合は保証契約も更新できる) 保証料:初回保証料は月額家賃の30%、更新時は20%(共益費、管理費、駐車場料金等含む) 	—	26年8月1日現在、市内に46施設(1,476居室)あり 市はガイドラインを定めて、基準を示している。	—

■住宅政策以外のセーフティネット政策一覧(2/2)

分類	現金給付			その他	
種別	生活保護(住宅扶助)	生活福祉資金貸付		雇用保険	住宅支援給付
			総合支援資金貸付		
実施主体	横浜市(各区保護課)	都道府県社会福祉協議会	市町村社会福祉協議会	厚生労働省職業安定局	横浜市(各区保護課)
目的	困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居及び補修その他住宅の維持のために必要なものを支給する。(生活保護法第14条)	低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図る。	失業等により日常生活全般に困難を抱えている方を対象として、生活の立て直しや経済的自立等を図る。	労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに就職を促進する。	離職によって住宅を喪失した者等に、住宅支援給付を行うことで、住宅を確保させることにより、就労機会の確保を図る。
対象者	生活保護受給者	低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯	生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる方	雇用保険の被保険者	申請時に離職後2年以内の方及び65歳未満の方であって、就労能力及び就労意欲があり、住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方
要件	生活保護の受給	他からの借入が困難な場合で、かつ貸付審査により返済の見込みがあると判断された世帯等	低所得者であって収入の減少や失業等により生活に困窮していること等	—	原則として収入のないこと、預貯金の金額が指定金額以下であること、他の同種の施策による支援を受けていないこと等
住居費に対する支援内容 (給付・支給・貸付)	支給	貸付	貸付	給付	給付
国(又は県)・市の補助 (国と市の補助割合)	国3/4 市1/4	—	—	—	県10/10
実績	平成25年度実績: 対象者 772,080人 支給金額:27,521,43万円	平成24年度実績(神奈川県内): 決定件数 1,404件 貸付金額 494,95万円	平成24年度実績(神奈川県内): 決定件数 374件 貸付金額 153,15万円	平成24年度実績(横浜・戸塚・川崎・横浜南・港北公共職業安定所): 適用事業所数 51,109 被保険者数 1,085,441人 給付金額 26,537,18万円	平成25年度実績: 給付件数1,041件 給付金額:54,73万円
その他	住宅扶助のみの支給は不可 また、現金給付ではなく、現物支給の場合もあり	—	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費の貸付(上限40万円)	寄宿手当(公共職業訓練等を受講するための寄宿)、移転費(公共職業訓練等を受講するための転居)	平成27年度より住宅確保給付金として法定事業化